

5

建白書摘要

外務省

1-1940

0009

秋

大臣閣下

機密

總務官閣下

通商局

政務局

外務省

清國騷擾事件ニ関シ建白書摘要

前外務省

一、三年後西虎ヲ開放シ恒薩ヲ各國ノ貿易市場

トナス事但シ政治ノ主權ニ侵来ノ如クニシテ各國

之ニ干渉セサルコトヲ講和條件中ニ加入スルコト

(石成田安輝建白)

一、清國政府ヲシテ長沙、湘潭、及常德ノ三市

場ヲ開港セシムルコト

(石大東流松林公原社建白)

外務省

一、拱宸橋江干間鐵道布設ノ權利

(石大東流松林公原社建白)

一、清國領土内ニ関稅ノ共通ヲ保證スルコト

一、清國貨幣制度ノ改革

一、清國貨幣制度ニ銀貨本位制度ヲ採用スルコト

二、湖北圓銀或ハ北洋圓銀ヲ以テ法定貨幣トナスコト

三、各省ニ中央銀行ヲ設置シ兌換紙幣發行ノ

權ヲ附與スルコト

四、私錢鑄造ヲ嚴禁スルコト

五、補助貨トシテ銀及銅ノ小貨ヲ鑄造シ永年

月ヲ期シテ現下通用ノ銅錢ニ引換ノコト

在清國駐劄使及事關ニテ在清海關監督及在清領事官等

一、厘金稅並ニ通過稅ノ廢止ヲ實ニスルコト而シテ清

國歲入填補ノ目的トシテ左國關稅ヲ改正セシムキコト

一、度量衡ヲ改正シ萬國共通ノメートル制及磅制ヲ使

用セシムキコト

度量衡改正ノ必要ニ在清國駐劄使及事關ニテ在清海關監督及在清領事官等

但シ右改正ハ日國現今ノ情態ヲ考ヘテ之ヲ改メルコト能ハサルヲ以テ

先ヨリ度ニ於テ現行通用ノ引尺法ヲ用ヒ度量衡ニ於テハ釐斗法兩法

外務省

一、米穀輸出禁止ヲ解除セシムルコト

ヲ用ヒテ左時ニ定メ單位ヲ全國内ニ應用セシムルコト

一、工業原料品ニ對シ輸出稅ノ保證ヲ獲ルコト

一、商標ニ保護ヲ與フルコト

（五ヶ條 貿易調査會連白）

一、牛莊ヲ自由貿易開港場トナス（キコト）

一、奉天府ヲ開市場トナスコト

一、西江口附近ノ兩岸ニ於テ粵省管界地ヲ開港スルコト

一、實業練習生ヲ少クモ一社知テ兩省知ヲ以テ準備スルコト

一、遼東沿岸航業ノ發達ヲ期スルコト

一、大沽塘沽ニ於テ地所互致ノ急務

一、天津大沽中間航業社新設ノ急務

一、郵船會社北清航路航度數増加ノ急務

一、日清煤合事業ノ急務

石澤岩瀨文達白

外務省

1-1940

00:2